

家庭的保育事業等（事業所内保育事業）の認可に伴う利用定員について

1 事業所内保育事業について

事業所内保育事業は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法上の市町村認可事業として位置づけられ、子ども・子育て支援法第29条第1項に基づく確認を受けた事業所内保育事業については、地域型保育給付の対象とされる。

- ・市町村による認可事業の一つ
- ・企業内又は事業所の近隣に用意された従業員向けの保育施設
従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業
- ・設備・運営基準（久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）や経済的基礎等の認可基準（児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準）に適合の必要がある。
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができる。

2 子ども子育て会議における意見聴取

保育施設等の「利用定員」は、施設の設置者からの申請に基づき久留米市が定める。本会議においては、この「利用定員」の設定が「くるめこどもの笑顔プラン」の達成（当該事業所内保育事業の所在地を含む教育・保育提供区域中央西部のニーズ量と対応策）に支障が生ずるものではないことを踏まえた上で、利用定員の設定について意見をいただくもの。（子ども子育て支援法 第43条第3項）

- (1) 施設名
ヤクルトたんぽぽ保育園 （概要等 詳細裏面）
- (2) 定員
12人【0歳児3人、1・2歳児9人 （内地域枠 4人）】
- (3) 設置目的
事業所における人材確保、離職防止、福利厚生等の観点から設置するもの

※本案件は久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準に適合しており、かつ、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準にも適合している。

家庭的保育事業等（事業所内保育事業）の概要

施設名称	ヤクルトたんぽぽ保育園
施設所在地	久留米市津福今町219-2
定員	12人【0歳児3人、1・2歳児9人（内地域枠4人）】
施設	・用途に供する部分の有効面積：130.36㎡ ・鉄骨造2階建ての1階（事業所の一部、専用設備）
事業開始年月日	令和3年4月1日
開所（園）時間	7:30～18:30
職員体制	・保育士7人（常勤専従3人、非常勤4人） ・調理員3人（常勤兼務1人、非常勤2人）

設置者（運営者）の概要

法人の名称	久留米ヤクルト販売株式会社
事務所の所在地	久留米市津福今町235-2
設立年月	昭和46年10月11日
代表者	代表取締役社長 光武 俊郎
事業内容	乳製品・乳酸菌飲料の販売、関連商品の販売、その他
法人の組織運営	役員6人（代表取締役、副社長、専務の各1人、監査役3人）